

議会だより



新庁舎建設に係る特別委員会
(令和2年4月16日開催)

6月定例会

議案審議結果等	2～3
一般質問	4～8
委員会報告	9～11
議会の動き、9月定例会の予定等	12

令和2年度補正予算・条例案件等可決！

6 月 定 例 会

令和2年第2回6月定例会は、6月10日から12日までの3日間の会期で行われました。町長から、報告事項5件、承認事項9件、令和2年度補正予算3件、条例改正6件、人事案件9件、その他の議案2件が提出され、それぞれ原案どおり承認・可決・同意しました。

6月定例会の議案審議結果

報告第1号	専決処分した事項の報告（備品の盗難被害に係る損害賠償についての和解）	—
報告第2号	専決処分した事項の報告（公用車事故に係る損害賠償についての和解）	—
報告第3号	31年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告	—
報告第4号	令和2年度土地開発公社予算	—
報告第5号	令和2年度一般財団法人観光協会予算	—
承認第1号	専決処分した事項の報告及び承認（重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例）	全 員 承 認
承認第2号	専決処分した事項の報告及び承認（国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	全 員 承 認
承認第3号	専決処分した事項の報告及び承認（町税条例等の一部を改正する条例）	全 員 承 認
承認第4号	専決処分した事項の報告及び承認（31年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））	全 員 承 認
承認第5号	専決処分した事項の報告及び承認（町税条例の一部を改正する条例）	全 員 承 認
承認第6号	専決処分した事項の報告及び承認（国民健康保険条例の一部を改正する条例）	全 員 承 認
承認第7号	専決処分した事項の報告及び承認（令和2年度一般会計補正予算（第1号））	全 員 承 認
承認第8号	専決処分した事項の報告及び承認（令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））	全 員 承 認
承認第9号	専決処分した事項の報告及び承認（令和2年度一般会計補正予算（第2号））	全 員 承 認
議案第31号	令和2年度一般会計補正予算（第3号）	賛成多数可決
議案第32号	令和2年度水道事業特別会計補正予算（第1号）	全員賛成可決
議案第33号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	全員賛成可決
議案第34号	手数料条例の一部を改正する条例	全員賛成可決
議案第35号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例	全員賛成可決
議案第36号	介護保険条例の一部を改正する条例	全員賛成可決
議案第37号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全員賛成可決
議案第38号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全員賛成可決
議案第39号	北部上北広域事務組合規約の変更	賛成多数可決
議案第40号	財産取得（消防ポンプ自動車（CD-1型））	全員賛成可決
議案第41号～第49号	農業委員会委員の任命	全員賛成可決
議案第50号	令和2年度一般会計補正予算（第4号）	全員賛成可決

平成31年度 補正予算

補 正 額 総 額

〈 特 別 会 計 〉

国民健康保険事業

（ 第 4 号 ）

73万円 ○ 16億9,531万円

[直営診療施設勘定繰出金の増]

令和2年度 補正予算

補 正 額 総 額

〈 一 般 会 計 〉

（ 第 1 号 ）

13億5,000万円 ○ 81億5,000万円

[特別定額給付金事業費等の増]

（ 第 2 号 ）

6,000万円 ○ 82億1,000万円

[新型コロナウイルス感染症対策事業費等の増]

（ 第 3 号 ）

△3,100万円 ○ 81億7,900万円

[一般管理費等の減]

〈 特 別 会 計 〉

国民健康保険事業

（ 第 1 号 ）

100万円 ○ 17億1,061万円

[傷病手当費の増]

水 道 事 業

●収益的収支予算の総額(2億6,700万円)に変更はなく、支出において営業費用392万円を増額し、同額を予備費から減額調整しました。

農業委員会委員の任命

農業委員会委員の任期が令和2年7月19日に満了することから、次の9名の再任に同意しました。

氏名及び主な略歴

●福士重光 ゆつき青森農業協同組合総代

●野田政子 NPO法人代表理事兼障害福祉サービス事業所施設長

●高坂長太郎 ゆつき青森農業協同組合総代

●高松誠 青森県農業共済組合総代

●山山淳 ゆつき青森農業協同組合理事

●山山一雄 ゆつき青森農業協同組合理事

●田村敬一 ゆつき青森農業協同組合野菜振興会こがぶ部会長

●毛利村 ゆつき青森農業協同組合総代

●高田光雄 ゆつき青森農業協同組合総代

陳情

青森県医療労働組合連合会から「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」及び「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」が提出され、審議の結果、「議員配布」しました。

請願

青森県平和委員会から、高沢陽子議員、大湊敏行議員を紹介議員とする「日米地位協定の抜本的見直しを求める請願」が提出され、総務常任委員会に付託するにいたしました。



5名の議員から「一般質問」

次ページから、登壇順で掲載します。

質問者	質問事項
大湊敏行 議員	問1 新型コロナウイルス感染症への対策は？
	問2 LINEを開設しては？
	問3 長期計画や財政見直しは？
江渡正樹 議員	問 町民が町に誇りを持てる施策への考えは？
赤垣義憲 議員	問1 なぜ野辺地病院の全適移行を急ぐのか？
	問2 新庁舎建設計画を見直しては？
	問3 財政危機との認識はあるか？
中谷謙一 議員	問1 大型プロジェクトの進め方は？
	問2 新庁舎建設事業の詳細説明を！
高沢陽子 議員	問1 のへじ生き活き常夜燈市場の活性化対策は？
	問2 新型コロナウイルス感染症対策への支援は？
	問3 老人憩いの湯の再開と改善への考えは？

一般質問

町の行政全般に関し、執行者所見や疑義について質問するもの。質問時間は1名に対し、質問答弁を含め60分以内で行われ、再質問からは一問一答方式が採用されています。一般質問など、定例会の会議録は議会事務局で閲覧が可能です。閲覧希望の方は議会事務局まで。

町政のことが聞きたい！



とおみなと としゆき
大湊 敏行議員

問1 新型コロナウイルス感染症への対策は？



問1

「新型コロナウイルス感染症対策」について、次の3点を伺つ。

①4月24日、全議員連名で提出した「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書」(11ページに掲載)に対し、各議員へ報告書を送付するだけで済ませた理由は。

町長 報告書では、要望書の各項目に対する実施状況と、今後実施を予定しているものの報告をさせて頂いております。頂いた要望は重要かつ貴重な内容と受け止めておりましたので、本定例会においても議員皆様からのご意見を伺いたいと考えています。

②「緊急対策支援給付金交付事業」をなぜ専決処分で決定したのか。

町長 今回のような感染症対策はスピード感を持って実施することが最も重要と考え、専決処分したものです。

③5月30日に発表された「緊急対策農林畜水産業者支援給付金」は全く知らされないまま執行されているが、どのような経緯だったのか。

町長 漁協や農協等から情報収集を進めている中で、収入減少などの理由により要望が出始め、事業継続を下支えするための対応が必要だったことから、担当課等と協議し支援することとしました。

問2 LINEを開設しては？ 問3 長期計画や財政見通しは？

問2

町政情報の一斉配信のほか、町民からの情報提供の受付、住民票のオンライン申請やふるさと納税特設サイトへの誘導など、様々な用途での活用が可能となる「LINE」を開設しては。

町長 県内の行政情報の発信において「LINE」を活用している市町村は、弘前市と八戸市の2市です。当町では一昨年ホームページのリニューアルに合わせ、世界的に最もポピュラーなSNSであるフェイスブックを加えました。今後、まずはこれらのホームページやフェイスブックによる情報発信を、これまで以上に強化していく必要があると認識しています。

問3

令和5・6年度の赤字予想を危惧している町民に安心感を与えるため、新たな長期計画や財政見通しを示しては。

町長 現在、令和2年度以降の5年間の町の事業計画である「まちづくり総合計画に基づく実施計画」を作成させとりまとめている最中で、この計画に搭載された各種事業の中からどの事業を優先していくのか検討し、今後の財政見通しに反映させていくという作業を進めています。

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響や、どの程度の経済対策が必要なのかといった様々な問題もあり、町税や各種交付金の変動を含めた財政見通しを推計するための精査・検証すべき事項が非常に多くなっておりますが、年内中に皆様へお示ししたいと考えております。





問 町民が町に誇りを持てる施策への考えは？



えとまさき 江渡正樹議員

問

「町民が町に誇りを持てる施策への考え」について、次の2点を伺う。

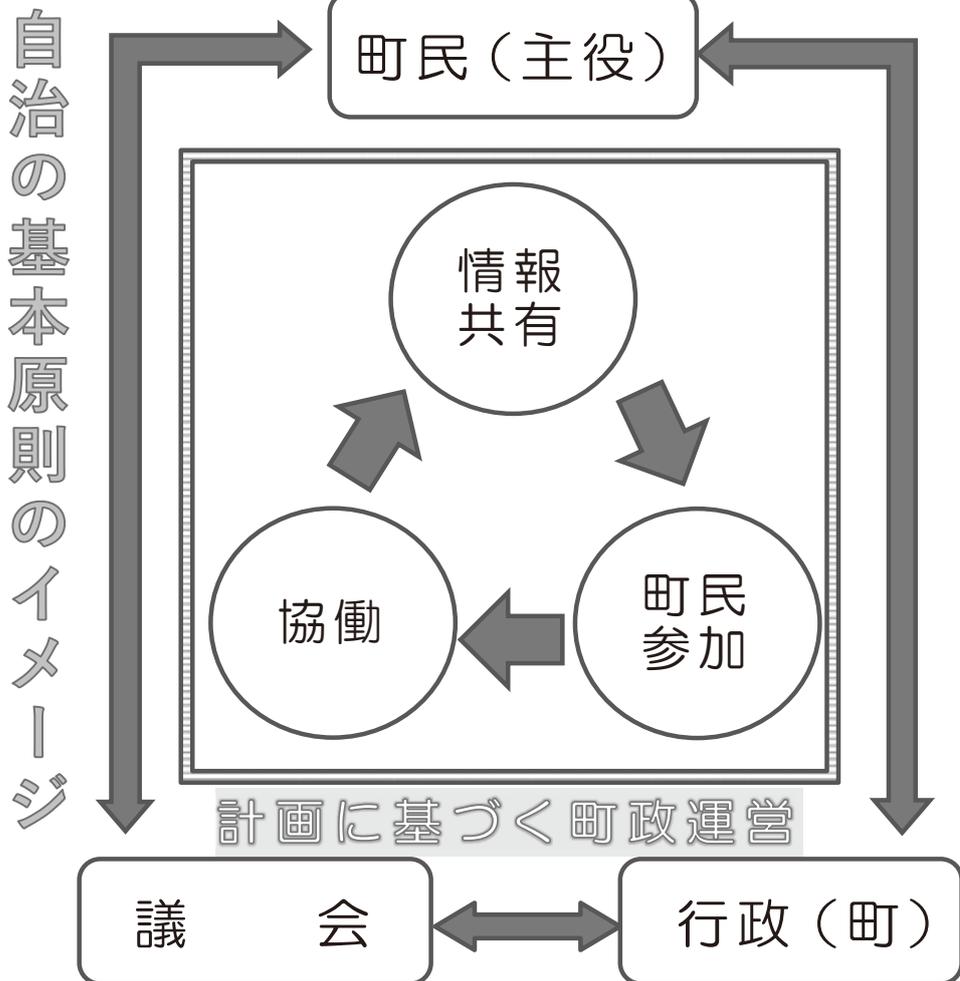
①過去に2度定例議会において、町の将来を町民の責任で決定する「まちづくり基本条例」（自治基本条例）に関する質問をしたが、具体的進展がないのでは。

町長 この条例は現在まで制定されていないことは承知していますが、27年3月に『野辺地町協働のまちづくり指針』が策定されています。ここでは町民や団体・企業などの社会地域を構成する一員の役割、行政の役割が示され、協働のルールや補完の原則などが規定されています。しかしながら「協働のまちづくり」の必要性という基本的な考えや、自助・共助・公助という役割分担のイメージについては、「まちづくり基本条例」の方向性や精神とは異なるものかもしれません。このことから、「まちづくり基本条例」を制定する意義や課題等についての共通認識、町民の気運の高まりという最も重要な部分が、これまでの取組みでは十分ではなかったと素直に反省しなければなりません。

②「まちづくり基本条例」を制定し、町民の潜在能力を発掘してはどうか。

町長 昨年10月、私は「町民ファースト」を公約に掲げ、町の未来と町民の幸せのために全力で町政運営をしていく覚悟をしたところです。このことから今後は講演会の開催やワーキンググループ、町政懇談会など様々な機会を通じて「住民自治」の本旨について御理解をいただきたいと思います。

また、まちづくりの担い手となる方々の発掘や育成を行いながら町全体での気運を高め、その先で「まちづくり基本条例」の制定というお話になるのであれば、議員各位と十分協議させていただきながら、制定に向け取組んで参りたいと考えています。



自治の基本原則のイメージ

あかがき よしのり
赤垣 義憲議員

問1 なぜ野辺地病院の 全適移行を急ぐのか？

問1

「公立野辺地病院」は2018年度決算で2億円余りの赤字を計上し、不良債務にあたる資金不足も1億6000万円余りに上る。

病院存続すら危がまれる状態のなか、新たな病院事業管理者への多額の人件費を負担してまで、なぜ地方公営企業法の『全部適用』への移行を急ぐのか。

町長 町議会において病院管理者の立場からお話しすることはできませんが、北部上北広域事務組合からは「経営状況は非常に厳しく、このまま推移すると雪だるま式に資金不足額が増加していくことが予想されるため、経営再建に限界がある現在の『一部適用』から、時間をかけず移行できる『全部適用』を選択した。このことにより、人や契約等に広範な権限を与えると同時に、成果を出さなければ罷免されることもあり得るといふ明確な経営責任を併せ持つ病院事業管理者を配置することで、機動性や企業性に富んだ病院経営が可能となる。」と伺っています。

私も構成町村の一つである野辺地町長として同じ考えをもっており、町としてもぜひとも『全部適用』に移行し、出来るだけ早い「野辺地病院の再建」を願っています。

問2 新庁舎建設計画を見直しては？ 問3 財政危機との認識はあるか？

問2

「新庁舎建設計画」について、次の2点を伺う。

①新型コロナウイルス感染症の影響により経済が悪化している今、最低限の建物面積となるよう計画を見直しては。

町長 総務省制定の算定方法で試算した標準面積は3710.05㎡であり、目標としている3000㎡は決して大き過ぎるものではありません。

②小学校を統廃合し、既に耐震工事を施した空き校舎を役場庁舎として利用する考えは。

町長 仮に小学校を庁舎として利用する場合、小学校から庁舎へ用途変更するための確認申請や改修工事が必要となります。各小学校とも耐震補強工事は完了済みですが、この工事によって耐用年数は伸びませんが、相当老朽化が進んでいるため多額の改修費用を要することも見込まれます。また町内の小学校は50年近く経っており、改修工事を行ったとしてもすぐに新たな庁舎建設が必要となるため、二重に経費が掛かることとなります。

問3

今年度当初予算では、財政調整基金3億8000万円を繰り入れし、さらに町債に係る返済額は年々増え続け、今年度返済額は約6億5000万円。この現状を踏まえ、財政危機であるとの認識はあるか。

町長 平成22年度に過疎地域に指定されてから、交付税措置の有利な「過疎対策事業債」にシフトしてきた結果、町負担の費用は抑えられ若干の基金の取り崩しで済んでいます。このため数年後に赤字に陥るといった危機的状況ではないと考えられます。





問1 大型プロジェクトの進め方は？



なかや けんいち
中谷 謙一議員

問1

大型プロジェクトである「新庁舎建設事業」や「新総合体育館建設事業」は、事業費削減に向けた検討が見受けられない。厳しい町の財政状況を踏まえ、今後どのように進めていくのか。

〔町長〕「新庁舎建設事業」は今年度中に実施設計に着手し、市町村役場機能緊急保全事業を活用した財源確保を図りながら進めたいと考えています。またこれまでは基本構想を固める段階でしたが、今後基本設計や実施設計を進めていく中で、建設・維持管理コストの縮減などについて全庁的に検討することとしています。

「新総合体育館建設事業」については、現在の厳しい財政状況や将来のまちのかたち、必要不可欠で町民が望む体育館であるかなどを総合的に勘案した結果、事業を中止することとします。

今後については既存の町立体育館の延命を図りながら使用していき、修繕等を含めた維持管理を計画するよう指示しています。

なお町立体育館は建設から約44年が経過することから、ゆくゆくは新体育館を建設しなければならぬという認識は持ち合わせていることを申し上げます。

問2

問2 新庁舎建設事業の詳細説明を！

「新庁舎建設事業」について、次の3点をうかがう。

①床面積の目標値を3000㎡としている理由は。

〔町長〕コンパクトな建設を実現するため、設計において効率的配置に努め、見込まれる必要面積の縮減を検討することとして、3000㎡としています。

②概算事業費は、本町地区に建設した場合が19億円程度、新町地区に建設した場合は17億円程度。2億円もの無駄遣いをしてまで本町地区で進める理由は。

〔町長〕建築単価等が同じと仮定して、「新庁舎面積を3000㎡、車庫・倉庫面積を500㎡として建設する」「すでに支払いが済んでいる鑑定評価費や用地購入費、用地測量費や地質調査費が不要となる」という条件下で、新町地区に建設する場合の概算事業費を算出してみると、約18億5357万円となります。本町地区に建設する場合の概算事業費が多くはなりますが、基本構想に掲載している新町地区の概算事業費19億700万円余りとの差は6000万円弱となるため、2億円もの差は生じていません。

③建設場所を変更することで浮く費用を「新型コロナウイルス感染症対策」へ充てるため、建設場所は再考すべきと考えるが。

〔町長〕町長就任後実施した「新庁舎建設に関するアンケート」の結果では、本町地区を希望する町民は1721人で、回答された方の57.8%と圧倒的多数であったため、これを民意とし、現在の場所に建設する計画としていますので御理解をお願いします。





たかさわ よこ 議員

問1 のへじ活き活き常夜燈 市場の活性化対策は？



問1

「のへじ活き活き常夜燈市場の活性化対策」について、次の2点を伺う。

①営業収益やサービス等向上に向けた考えは。

町長 現状の問題点として、十分な広さを確保できていない、飲食ができるスペースがないなどの課題がありますので、国や県の交付金などを活用したハード面の拡充も視野に入れ、検討を進めていきたいと考えています。なお今年度は新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で伸び悩んでいます。売上は年々増加しており、今後町の特産品や名産品が販売できる催しや、店内商品の充実に向け、関係団体と連携していきたいと考えています。

②ホタテ焼きや茹でた毛ガニ、けつめい茶入りラーメン等の販売やこかぶの試食など、町の名産品を活かした販売促進をすべきでは。

町長 特産品や名産品の販売促進に向け、7月に「初夏の宴」の開催を予定しており、更にはネット販売の強化や、特産品を使った加工品の商品開発への取組についても行いたいと考えています。また県内の観光案内所等にも可能な限り出向きながら、町や常夜燈市場のPRに努めることとしていきます。

問2

「新型コロナウイルス感染症対策への支援」について、次の2点を伺う。

①売上が減少した事業者に10万円を支給する「緊急対策支援給付金」は、経済産業省が行う「持続化給付金」の申請や受給を行っていないことが条件となっている理由は。

町長 「緊急対策支援給付金」は、「持続化給付金」から漏れた『中・小規模』事業者への支援を目的に実施しています。仮に全事業者への支援を実施した場合は多額の事業費が見込まれ、町で実施したいと考えている幅広い分野での支援事業が実施困難となるおそれもあったことから、現在の給付対象としています。

②中止する各種イベントに係る予定だった経費を、新型コロナウイルス感染症対策への「第二次支援」に充てる考えは。

町長 国の動きも十分に把握しながら、必要な支援に取り組んでいきたいと考えています。

問3

現在休止中の「老人憩いの湯」について、次の3点を伺う。

①再開の見通しは。

町長 町内や隣接町村で感染が発生するなどの事態が起きない場合、7月から再開する予定です。

②「三密」や「消毒」などの対策への考えをうかがう。

町長 入浴人数の分散や制限、手の消毒や体温・体調の確認のほか、1時間に1回程度の換気や室内の消毒・清掃を徹底していきたいと考えています。

③利用者のため、送迎バスを運行しては。

町長 自治体が自らバスを維持し送迎を行うことは、路線バスの利用減少が見込まれるほか財政的負担が非常に大きく、継続して運航することは困難であるという検討結果となっております。

問2 新型コロナウイルス感染症 対策への支援は？

問3 老人憩いの湯の再開と改善への考えは？

持続化給付金



総務常任委員会

5月14日

介護・福祉課

◆プレミアム商品券交付事務

販売実績は4万9580枚。内訳は住民税非課税者4万4230枚、子育て世帯5350枚。換金実績は4万9490枚（2474万5000円分）。大型店舗での取り扱いが全体の約81%。

◆介護保険料の軽減

令和元年10月の消費税率引き上げに合わせ、低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、令和元年度より介護保険料の引き下げを実施。

軽減率の見直しに係る条例改正を、6月定例会に上程予定。

所得段階	対象者	令和元年度 年額保険料	令和2年度 年額保険料
第1段階	受給者 生活保護 給付者 住民税 世帯 税 人等 が 80万 円 以下	基準額の 37.5% 27,450円	基準額の 30% 21,960円
第2段階	町民税 世帯 本人 等 が 80万 円 超 ~ 120万 円 以下	基準額の 62.5% 45,750円	基準額の 50% 36,600円
第3段階	町民税 世帯 本人 等 が 120万円 超	基準額の 72.5% 53,070円	基準額の 70% 51,240円

町民課

◆傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が労働できなくなり、賃金等が支払われない場合に傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正。

◆国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に對し、保険料の免除等を行うため取扱要綱を整備予定。

社会教育・スポーツ課

◆新型コロナウイルス感染症対策への対応状況

休館措置としていた中央公民館等の社会教育・体育（スポーツ）施設を、二密を避けるなどの条件を付し5月11日から再開。活動自粛を要請していたスポーツ少年団（加盟10団体）へ、活動時間の配慮などの条件を付し5月11日付けで解除を通知。

質問と回答

委員

「体育館で運動する際もマスク着用は必須か。」

教育長

「運動する際のマスク着用は避けるよう、校長会において周知しています。」

委員から要望

「施設の休館や再開などについては、町ホームページを閲覧出来ない方への周知方法も検討頂きたい。」

財政課

◆新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業費の変動

一般財源減少額の総額は1110万円余り。

質問と回答

委員

「減少した財源を活用した商工業の活性化対策は。」

財政課

「地域戦略課と協議・検討していきます。」

地域戦略課

◆第6次まちづくり総合計画の策定

12月定例会へ基本構想を上程する予定。

◆令和2年度地域おこし協力隊

こがぶ生産者を目指す就農移住者3名に委嘱。

◆令和2年国勢調査の実施

9月中旬から各世帯へ調査員が伺う予定。

◆新型コロナウイルス感染症緊急対策支援給付金

売り上げが減少した町内事業者へ一律10万円を給付。

※対象者要件有り

学校教育課

◇新型コロナウイルス感染症対策への対応状況

町内小・中学校を、3月3日から26日まで、4月22日から5月6日まで臨時休業。卒業式や入学式は規模を縮小して実施し、運動会は小学校が延期で調整、中学校は中止。修学旅行は実施時期を変更し対応を予定。マスクの配備状況は、児童生徒用が各校300枚ずつ、教職員用は馬門小学校が100枚、ほか3校は200枚ずつ配布。

◇中学校グラウンド改修事業

「土壌改良」は、強風時の確実な防塵効果や費用対効果等の観点から対応を再検討するため、今年度の実施を見送り。

「防塵ネット設置」は、現状の土のままであれば効果に疑問が生じるため、同様に今年度の実施を見送り。

委員からの要望

「地域住民のため、中学校グラウンド改修事業は様々な情報を得たうえで進めて頂きたい。」

総務課

◇職員の懲戒処分

4月、議長から全議員へ文書にて報告。

◇新型コロナウイルス感染症対策本部会議等の開催状況

対策本部設置前までの取り組みや庁内連絡会及び3月24日に設置した対策本部の開催状況について説明。

◇特別定額給付金事業

5月14日から申請受付、22日には1回目の振込を実施し、以降毎週水曜日を振込日とする。申請期限は8月14日。

委員からの要望

「申請場所での3密を避ける対策や、各種給付金の相談窓口体制の強化を要望する。」

建設産業保健衛生常任委員会

5月13日

建設環境課

◇工事等発注状況

「一般廃棄物収集運搬業務1〜3地区」「し尿等運搬業務・資源ごみ回収運搬業務」「切明支線4号線舗装新設工事」が発注済み。

◇今後の主な発注予定

新田橋橋梁補修詳細設計ほか10件の工事等を予定。

※「枇杷野児童公園健康器具新設事業」は不採択のため、次年度再申請を予定。

◇町内ふれあい一斉清掃

新型コロナウイルス感染症対策により中止。

農林水産課

◇令和2年度の主な事業

「馬門地区農地整備」「柴崎地区健康レクリエーション施設遊具設置工事」「清水目ダム地区防災ダム事業」「水産生産基盤整備事業」「有戸漁港機能保全計画書作成業務」「野辺地漁港給水電気設備工事設計業務」「久五郎堤浸水想定区域図作成業務」等を予定。

健康づくり課

◇成人男性の風疹予防接種対策

風疹の抗体価が低い成人男性を対象に予防接種を実施するため、令和2年度クーポン券846名分を発送。

◇新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時特別給付金

令和2年4月に児童手当を受給する世帯を対象とし、児童1人に対し1万円を給付。給付は6月末を予定。

◇新型コロナウイルス感染症対策

延期や休止としていた各種事業は、3密を避けるなどの対策を講じ5月7日より実施。

◇マスクの在庫状況

一般用は約2000枚、女性用は約8000枚。専決補正予算で5万枚の確保を予定。

◇各種イベントの予定

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、「常夜燈フェスタ」「祇園まつり」「みちのく丸船内見学会」等を中止。

◇事業者への支援策に対する要望

商工会が実施したアンケートで、新型コロナウイルス感染症対策により事業への影響が出ていると回答した事業者は111事業者。今後の支援で多い要望は、「休業補償」「融資等資金支援」「感染防止物資支援」。

◇むらおこし物産加工施設に関する回答

当該施設に係る設置条例及び管理運営に関する規則の見直しについて、東北経済産業局から「交付金交付目的に沿わず、目的外使用に当たるものと考えられる。その場合、法に基づき財産処分及び国庫納付の手続きを行わなければならない。」との回答。

新庁舎建設に係る特別委員会 4月16日

新庁舎建設等検討委員会からの町民アンケートで過半の支持を得た「一本町地区」を建設候補地と位置づけし、延床面積は3000㎡以内、建築面積は1100㎡を目標値とする内容の答申及び基本構想修正案について町から説明。今後は、委員会の在り方や議場の検討を行う予定。

議会運営委員会 6月3日

◇新型コロナウイルス感染防止に係る議会の対策

- ・三密を避けるため議席の間隔を空けるなど、議場内での対策を実施。
- ・質問及び答弁時のマスク着用を義務付け（マスクは各自調達）。
- ・執行部の出席者は必要最小限とし、課長補佐の出席は求めない。
- ・質問及び答弁は簡潔に行い、会議時間の短縮に努める。
- ・傍聴はしばらくの間自粛を求める。ただし議事は公開が原則のため、傍聴を希望する方には、密とならないよう傍聴席を12席に制限し対応する。

令和2年4月24日 議会から町へ提出された「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書」の概要

1 感染防止及び医療体制の強化

- (1) 町民への注意喚起と情報提供の強化、又、クラスター発生のリスクが高い医療機関や社会福祉施設等における感染防止対策の徹底
- (2) 町外からの移動者の水際対策については、国及び県との連携のもと、効果を検証しながら全ての公共交通機関に協力を依頼する

2 町民生活への支援

- (1) 生活支援臨時給付金10万円事業を円滑かつ迅速に遂行する為のプロジェクトチームの設置
- (2) 地方創生臨時交付金（仮称）を町民生活の支援など、最優先で取り組む事業に活用
- (3) 「総合相談窓口」の設置など、生活支援を求める町民へのきめ細かな相談体制の構築
- (4) 医療施設、介護施設、保育施設等に従事する職員への配慮

3 中小企業・個人事業者への支援

- (1) 補助金制度の創設
- (2) 各種資金繰り支援制度のわかりやすい情報提供に努めるとともに、野辺地町商工会をはじめ社会保険労務士会や行政書士会等とも連携し、きめ細かな相談体制を確立する
- (3) 各種融資制度の申請手続きの簡素化並びに審査期間の短縮化へのサポート
- (4) 緊急事態に対応した町独自の融資制度の創設

4 休校による教育への支援

- (1) マスクや消毒液の安定確保に努める等、各学校の衛生管理の徹底
- (2) 子供の心のケアを行うサポート体制の強化
- (3) 休校による学びを止めないための支援

お詫び

議会だより第171号の記載に不備がございました。

お詫びして訂正申し上げます。

P12 健康づくり課 質問と回答箇所

農林水産課→健康づくり課

P14 6月定例会の日程→予定

日時等に変更が生じる予定

→場合

御意見をお聞かせください！！

議会広報委員会では、町民の皆様のご意見をお聞かせいただき、今後の議会だよりの編集に反映して、見やすい紙面づくりを目指していきたくと考えています。

ぜひ、皆様のご意見・ご要望を議会事務局までお寄せください。

議会事務局 TEL 0175(64)2111
内線 254



9月定例会の予定

9月7日(月)

・開会、提案理由説明、委員会報告等

9月8日(火)

・一般質問

9月9日(水)～11日(金)

・議案審議等、閉会

いずれも9時30分開会予定です。

事情により、日時等に変更が生じる場合があります。

詳しくは議会事務局までお問合せください。

(議会事務局 64-2111)

編集後記

当町は非常に小さな自治体ですが、裏を返せば行政と民間の距離感が近いため、「考え方の共有」や「リアルタイムな動きの把握」がしやすいなどのメリットがあります。

町が進める『コンパクトなまちづくり』において、小さな自治体であるがゆえのこれらの利点を活かしたまちづくりを期待しています。

大切なのは「箱より中身」、まちづくりの一端で現在進められている「新庁舎建設事業」でも、この点だけはお忘れなく。
(広報委員 高田)



(注) 画像はイメージです